

2011 年度 ソーシャル・イノベーション奨学(奨励)金 募集・推薦要項

財団法人 日本国際教育支援協会

財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、横井 博文・横井 篤文 両氏(あきら基金/Akira Foundation Japan (AFJ) 共同代表 URL:<http://akira-foundation.org/>)のご支援により、「2011 年度ソーシャル・イノベーション奨学(奨励)金」の受給者を下記により募集する。

記

1. 目的

この奨学金は、日本の大学院で社会問題分野を研究課題とする優秀な私費外国人留学生に対して奨学金を支給することによって、経済的不安を緩和し、学習効果を高めることに寄与することを目的とする。

2. 奨学金の提供者及び提供の趣旨

この奨学金の提供者である横井 博文・横井 篤文 両氏は、海外諸国との国際交流・異文化交流を図りながら、社会問題解決に取り組むべく「ソーシャル・イノベーション(Social Innovation)」的な発想と志を有する外国人留学生に対する研究・奨学支援を行うことを目的として資金を提供されました。

東日本大震災の被害の甚大さに鑑み、被災された学生の方々への配慮および応募者の公平性を確保する観点から、書類選考・面接においては、今回の地震・津波等により被災、影響を受けた方々に可能な範囲で最大限の配慮をさせていただく予定である。

3. 応募資格

- (1) アジア、アフリカ、中近東、及び中南米地域のいずれかの国・地域からの私費外国人留学生
- (2) 2011 年 6 月現在で、日本の大学院の正規課程に在籍する者
- (3) 大学院の研究を通して、地域的・世界的な社会問題分野(貧困・経済格差・環境・科学技術・IT・資源エネルギー・医療・福祉・教育・公共政策その他)に対して「Innovative」かつ「Systemic」に取り組むための意欲と具体的な将来計画がある者
[研究分野]
例. 公共政策、国際協力、国際関係、国際開発、環境科学、環境システム、グローバルスタディーズ、イノベーションマネジメント
- (4) 他の奨学金を受けていない者。但し、奨励金は除く。
- (5) 大学の長の推薦を受けることができる者

(注)上記(2)に掲げる「日本の大学院」とは、奨学(奨励)金提供者と協議の上選定した指定校制とする。

4. 採用人数

2011 年度の採用人数は、若干名とする。

5. 奨学金額

- 奨学金月額は、80,000 円とする。
- 奨励金は、一括払い 200,000 円とする。

6. 支給期間

○奨学金は、2011 年 10 月より 2012 年 9 月までの 1 年間とする。ただし、大学における在籍期間中に限る。

7. 推薦(応募)方法

- (1) 奨学金に応募する者(以下「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、在籍する大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、応募者が 3 に掲げる応募資格に該当するとともに、学業・人物ともに優秀と認められる者について、8 に掲げる推薦書類を理事長に提出するものとする。
なお、推薦人数については、依頼文のとおりとする。

8. 推薦(応募)書類

- (1) 願 書(別紙様式1)
- (2) 推薦書(別紙様式2)
- (3) テーマ小論文 A4 サイズ 2~3 枚程度(英文可)

<テーマ> 社会問題に対する「Social Innovation」的取り組みについて

自己の体験・活動・研究分野を通して、関心のある社会問題の一つ(もしくは複数)を取り上げ、その問題に対して今後どのような具体的な取り組みと関係構築が「Social Innovation」の観点から必要とされるかについて簡潔に述べること。

9. 推薦(応募)締切日

2011 年 7 月 1 日(金)までとする。
なお、締切期日を過ぎた場合、提出書類が不備の場合は受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10. 選考及び結果の通知

推薦されたものについて、書類審査の上、必要とあらば、奨学(奨励)金提供者(横井 博文・横井 篤文両氏)による面接を 7 月上旬に行い受給者を決定し、2011 年 8 月下旬を目途に大学を通じて通知する。
なお、面接対象者には、別に定める方法により連絡する。

11. 奨学(奨励)金の支給

奨学(奨励)金は、別に定める方法により在籍大学を通じて支給する。

12. 注意事項

- (1) 奨学(奨励)金受給者は、奨学(奨励)金提供者の要請があれば、懇談会(年1,2回)に参加することとする。
- (2) 奨学(奨励)金受給者は、研究状況報告書を、年度末に在籍大学を通じて奨学金提供者に提出しなければならない。また、奨学(奨励)金受給者は、受給終了時にも、研究状況報告書を在籍大学を通じて奨学(奨励)金提供者に提出しなければならない。
- (3) 奨学(奨励)金受給期間中に、休学又は長期欠席、退学などした場合は、奨学(奨励)金は支給しない。

13. 個人情報の取り扱いについて

応募書類に記載された個人情報は、本制度の実施以外の目的には利用されない。

14. 推薦書類の提出先・問い合わせ先

財団法人日本国際教育支援協会 事業部国際交流課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

TEL: 03-5454-5274 FAX: 03-5454-5232 E-mail: ix@jees.or.jp